訪問看護利用料金表（介護保険）

〈ご利用料金＝基本利用料＋該当する加算〉　　単位（円）

サービスの名称		サービスの内容	要支援（1割負担）	要介護（1割負担）
基本利用料	訪問看護Ⅰ1	20分未満の訪問	303	314
	訪問看護Ⅰ2	30分未満の訪問	451	471
	訪問看護Ⅰ3	30分以上1時間未満の訪問	794	823
	訪問看護Ⅰ4	1時間以上1時間30分未満	1,090	1,128
	理学療法士・作業療法士による訪問 *1週間に120分を限度 1日3回以上：要介護90/100、要支援50/100	20分	284	294
		40分	568	588
		60分	426	794
加算	サービス提供体制強化加算　Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準を満たしている事業所	6	6
	看護体制強化加算Ⅱ	厚生労働大臣が定める（訪問看護体制）基準を満たしている事業所	100/月	200/月
	特別管理加算Ⅰ	在宅悪性腫瘍患者指導管理料等を受けている状態や、留置カテーテル等の計画的な管理を行った場合等に算定	500/月	500/月
	特別管理加算Ⅱ	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や、人工肛門・人工膀胱、真皮を超える褥瘡、点滴が週3日以上必要な場合等に算定	250/月	250/月
	専門管理加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、（イ）専門の研修又は（ロ）特定行為研修を修了した看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、所定単位数に加算する	250/月	250/月
	夜間・早朝・深夜加算	夜間（午後6時～午後10時）　早朝（午前6時～午前8時） 深夜（午後10時～午前6時）に訪問 ＊夜間・早朝・深夜含め2回目以降	基本利用料に 夜間・早朝：25%加算 深夜：50%加算	
	初回加算Ⅰ	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した日に、訪問看護師が初回の指定訪問看護行った場合に算定する。ただし、初回加算Ⅱを算定している場合は算定しない	350/月	350/月
	初回加算Ⅱ	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合に加算する。ただし、初回加算Ⅰを算定している場合は算定しない	300/月	300/月
	退院時共同指導加算	退院時共同指導を行った後に、退院または退所後初回の訪問看護を行った場合に算定する。ただし、初回加算を算定している場合には算定しない	600/月	600/月
	緊急時訪問看護加算Ⅰ	ご契約者の同意を得て24時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪問を行うことに対して月1回算定	600/月	600/月
	長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して、上記の訪問看護を行い、所要時間が1時間30分以上となった場合に算定	300/月	300/月
	複数名訪問看護加算Ⅰ	同時に2人の看護師が1人の利用者に対して、利用者・家族の同意を得て訪問看護を行った場合	30分未満 254 30分以上 402	30分未満 254 30分以上 402
	ターミナルケア加算	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日（状態により1日）以上ターミナルケアを行った場合、また24時間以内に在宅以外で死亡した場合	2000/月	2500/月

＊介護保険2割、3割負担の方はそれに準ずる利用料金となります　　R6年6月改正